

援助実践における「児童虐待」の定義

内田 良

1. 問題の設定

「児童虐待」⁽¹⁾が急速に社会問題化しているなかで、「虐待」という語は、その用いられ方に十分な検討を加えられないままの状況にある。そこでは「虐待」の定義が、援助に関わる者たちの間で相異しているという問題が見過ごされている。同時にさらに重大な点として、その定義の曖昧さが当事者（虐待の加害者と被害者）⁽²⁾たちにもたらす混乱というものは、ほとんど考慮されていない。本研究の目的は、虐待問題の解決を志向する実践家や専門家（本研究ではこれらを広く「援助者」とよぶ）へのインタビュー調査を中心に、各自における「児童虐待」の戦略的な捉え方とそれを生み出す意識を見出し、そこに潜む問題性を、児童虐待の当事者（とくに加害母親）の意見を参照しつつ明らかにすることにある。そこでは「虐待」という日本語がもつ独特の重い語感が、分析の際の重要な論点となる。その上で最終的には、当事者の援助に向けた「虐待」という言葉の、社会的取り組みのレベルにおける、より適切な運用を考えていきたい。

2000年5月17日、「児童虐待の防止等に関する法律」の成立にともない、わが国において「児童虐待」が法的に定義された⁽³⁾。米国のケンプ（Kempe 1962）が、「被殴打児症候群（the battered-child syndrome）」として子どもへの身体的暴力を告発して以来、児童虐待は重大な社会問題として認知されるようになった。その後、身体的暴力のみならず、子どもの保護の怠慢ないし拒否（＝ネグレクト）が指摘され、次に外見上の傷害こそないものの性的な側面での虐待が問題化されるようにな

った。近年ではさらに、言葉の暴力などによる精神的な影響に焦点を当てた心理的虐待も注目されるようになってきた。また定義の広がりとともにつねに、加害側を、親または親に代わる保護者／成人全般とするのか、虐待の根拠を、親または親に代わる保護者の意図／子どもへの心身への影響に求めるのか、場所は、家庭内／家庭外とするのか、などの議論も重ねられてきた。

こうした議論と比較すると、本研究の趣旨は大きく性質を異にしている。上記の議論は、『「児童虐待」とは、どのような現象・行為を含むのが妥当か』を、理念のレベルで総体的に規定しようとする、マクロな観点における議論である。他方で本研究の主題は、ミクロな観点から、援助者が当事者の援助に携わる状況において、そしてまた当事者が援助のまなざしのもとで自分の行為を評価する状況において、各自が『「児童虐待」とは、どのような現象・行為を含むのが妥当か』を戦略的に規定する際の、その意識や意図を質的に追究することにある。したがって本研究が用いる「定義」とは、明文化されうる静的な「定義」を指すだけにとどまらず、当該状況を「虐待」とよぶに値するかどうかという、援助者や当事者によってなされる動的な「状況の『定義』」としての意味も含んでいる。

援助者と当事者の関係性に迫る質的な視線は、多くの論者が定義の問題を概略的に述べるにとどまっていたという点、また調査研究の場合でもそれは、専門職や非専門職（一般人）における相異点／合意点を導くことに主眼があったという点とこれに関連して量的調査を志向してきたという点において、これまでの限界を乗り越える重要な意義をもつ。そして援助の場面に関するミクロな考察は、結局のところ理念としての「虐待」がもつ具体的な問題点を浮き彫りにし、援助においてより効果をもつマクロな定義の設定やその使用を検討する際の、一助ともなりうる。「虐待」が定義される個々の意味世界への問いかけは、社会において共有されるべき新しい意味世界への展望にもつながっていく。

以下ではまず、現在わが国に流通している狭義／広義の児童虐待の定義をとりあげ、虐待を捉える視角を描き出したい。次にとくに調査研究の分野で、虐待の定義をめぐる提出されてきた知見について論じたい。それらの先行研究をもとに、本研究の調査上および理論上の特質が導かれる。本研究の位置づけを明確にした後、援助者11名へのインタビュー調査、ならびに子どもへの加害経験をもつ母親1名へのインタビュー調査と母親の意見を取りあげた複数の文献から、各自における定義とその目的を探っていく。その上で「虐待」という定義の仕方、言い換えれば「虐待」というカテゴリーの適用方法が、どのような場合に援助の状況においてより戦

略的な効果をもちうるかについて、考えていきたい。

2. 先行研究の検討と本研究の位置づけ

2.1. 狭義と広義の虐待定義

事例研究において被調査者のミクロの定義を理解するには、それに大きな影響を与えている、理念としてのマクロの虐待定義を整理する必要がある。その指示内容には、狭義のものと広義のものがあり、近年は広義の定義が主流になってきている。

まずは狭義の虐待定義であるが、これは端的に言えば「虐待」という日本語の語感に由来するものである。英語の「abuse」の原義は、ab（離れて、逸脱して）+use（使用する）、つまり use wrongly というほどの意味」（石川 1997, 102頁）であり、単発的で治療的対応を要するような損傷・症状を示さず、親子関係も健全な枠内での行為であったとしても、それは‘child abuse’になりうる。ところが虐待という日本語は、広辞苑（第5版）によると、「むごく取り扱うこと。残酷な待遇」という重い意味をもっている。残虐・虐殺といった言葉にも代表されるように、日本語の「虐待」行為とは、きわめて非日常性の強い残酷な行為を指している。なお、近年頻繁に目にするようになったマスコミによる虐待事件の報道も、そうした残忍な行為としての虐待の語感を増幅・定着させている。

次に広義の虐待定義をみてみよう。近年、虐待に関する論議が盛んになるにつれて、重点の置き方として、子どもの福祉・権利の尊重を強調する立場、ならびに虐待の予防を強調する立場から、幅広い指示内容の定義が主張されてきている。

「子ども虐待は親による子どもへの最大の人権侵害である」（高橋 2001, i 頁）。こうした子どもの権利に対する関心の増大は、何が虐待であるのかの基準を低めて、定義の拡大を導く（Gough 1996）。現在わが国において、児童虐待の定義や対応に関しての有力な指標となっている『厚生省 子どもの虐待対応の手引き（平成12年11月改訂版）』は、小林（1994）の主張を参考にして、親が良かれと思ってやっている行為でさえも子どもの側にとって有害なものは虐待である、という考えを提起している。これは国家の方針であることから、子どもの福祉・権利の尊重を説く広い定義は、社会に対して強い影響力をもっている。また研究の分野においてもたとえば石川（1997）や加藤（1991）は、専門家の厳密な定義では虐待にあたらないようなことでも、被害者の立場からそれがつらいものであると感じられるならば、虐待として拾い上げるべきとして、広い定義を提案している。

虐待の予防⁽⁴⁾を視点に据えた立場からも、定義は広くとられている（加藤 1996）。

たとえば各地の電話相談において重要な指標となっている、大阪の児童虐待防止協会（2000）における「子どもの虐待ホットライン」の重症度判断基準では、問題を抱えた子どもと親の広範な援助を第一の目的とし、予防的機能を重視して、軽い加害行為も「軽度の虐待」として虐待行為の範疇に含んでいる。同様に、米国で1978年に始まり、現在では日本各地にもセンターが設置されているCAP(Child Assault Prevention)とよばれる虐待防止プロジェクトでも、その第一の仕事は予防と発見であり、広い範囲の定義のほうが教師や親・地域社会を教育するときに便利であるため、広義の「ゆるやかな定義」を支持している（Cooper 1991）。なお予防の側面は、子どもの「権利侵害」を未然に防ぐという意味で、子どもの福祉・権利の尊重とも不可分の関係にあることから、広義の定義はいつそう強く支持されている。

2.2. 先行調査研究の検討

わが国における狭義と広義の虐待定義について触れたが、具体的に、どのような行為が虐待であり虐待でないのかという正常さの境界（normative boundaries）（Finkelhor 1983）を設定しようとする試みが、調査研究としていくつかおこなわれてきた。ここではそれらの調査研究を振り返り、本研究をそのなかに位置づける作業へとつなげていきたい。

子どもへの加害行為の社会的評価をめぐることは、たとえばジオバノーニとベセラ（Giovannoni and Becerra 1979）は、弁護士、小児科、警察官、ソーシャル・ワーカーらの専門家ならびに一般市民に対して、ヴィネット（vignette：架空の代表的事例を簡潔に示す短い文）を用いた意識調査を実施し、専門家と一般人の間には（専門職の間、一般人の間、専門家と一般人の間においていくつかの相異はあるものの）、全体としては、何が不適切な行為であるのかについて、高いレベルで意見の一致があることを見出した。ウィップルとリッチー（Whipple and Richey 1997）は、米国における実態調査をレビューして、機関などによって虐待傾向をもつと認定された親の行動と、そうでない親の行動とを比較し、その境界が1日に6回以上子どもを平手打ちするか否かである、とした⁽⁵⁾。

わが国では、概略的な議論としては加藤（1991）が複数の文献をもとに、各専門職ごとの特徴を見出している。定義を主題とした実証的調査はきわめて乏しいが、ジオバノーニらと同様の手法で高橋ら（高橋ほか 1995, 1996）が、児童相談所職員、保母・保父、医師、看護婦、保健婦の各専門職に対して調査を実施している。それによると、たとえば虐待問題への専門的対応を社会的に高く望まれている児童

相談所の職員は、他職種と比べて、子どもの不適切な扱いに関して敏感であるというわけではない。つまり子どもの援助にかかわる専門職であっても、子どもへの不適切な行為に関する、認識・判断の共通枠組みが未確立であると結論づけている。この点は、ジオパノーニらの見解とは異なっている。

2.3. 本研究の位置づけ

定義に関するこれまでの研究は、概略的なレベルを論じるにとどまるか、上記のような調査を実施する場合でもその特質としては、第一に専門職、非専門職（＝一般人）などの社会的カテゴリー間やカテゴリー内の相異点／合意点を明確化することに主眼があり、援助者と当事者との関係性から定義の問題を捉えるという視点にはなかった。そして第二に、それと関連して方法論の点で、総意としての定義を追究しようとするために、社会的カテゴリー間の相異点や一致点の把握を可能にする量的調査を志向しており、援助者と当事者との関係を質的に分析するという方向性をもっていなかった。したがって、援助者と当事者との関係性を踏まえた上で、質的な観点から定義の問題を反省的に捉え返していく必要がある。わが国では、『虐待』である」という定義を実効する際の問題点が、具体的にはほとんど明らかにされていないだけに、仮説検証を目的とする量的調査よりも、むしろ仮説生成型の質的な調査はいっそう重要な意味をもつ。

加えて、欧米の研究では言及されえない、日本語がもつ「虐待」の語感について言及しておかなければならない。ハッチソン（Hutchison 1990）は、狭義と広義の定義にふれて、広義のデメリットとして、それが法的・社会福祉的な介入をおこなう際意思決定をあいまいにし、また虐待かどうかの判断上の失敗ならびにスクリーニング費用の増大、防止システムの過重負担、危険にある子どもへの効果的対応の減退、をもたらすことを挙げている。しかしこうした欧米の論点にはない、わが国独特の広義の定義にかかわる問題がある。それが「虐待」という日本語が元来もっている残忍性の問題であり、その一般的イメージが、近年打ち出されている広い「虐待」定義との間に齟齬をもたらしている。通常、‘abuse’の訳語としては「虐待」が用いられているが、‘abuse」と「虐待」のもつニュアンスのちがいは、多くのわが国の論者が注意を促してきた（高橋ほか 1994、石川 1997、など）⁽⁶⁾。だが「虐待」のもつ重篤なイメージの問題性が指摘されながらも、実際に「虐待」という言葉をめぐって、援助者・当事者の関係において、いかなる戦略や意識がもたれているのかについては、具体的な議論が進められていない。「虐待」というカテゴリーの

指示内容は、各援助者や当事者の解釈に依存しており、その意味でも、質的分析が有効性をもつ。

3. 児童虐待の定義に関する事例研究

3.1. 事例分析における当事者主義の観点

事例分析をおこなっていくにあたって、本研究が「問題」を論じる際に立つところの「当事者主義」の見地を明らかにしておきたい。当事者主義とは、社会生活を営む当事者の観点に立って、その視点から「問題」と規定される現象に、第一義的に研究の関心をおく立場である（宝月 1990）。人びとが「問題」とあるとみなせば、それが「問題」になりうるという意味では、この立場は社会問題の構築主義がというような、「問題の相対化」を強調することにもなる。ただし同じ構築的な関心を共有しながらも、臨床的接近を志向する本研究の立場において当事者主義が必要とされるのは、それが当事者の神経を逆撫でする（＝問題を相対化する）ことではなく、オルタナティブな現実の構築をとおして問題解決に向かうという目的においてである（野口 2001）。したがって本研究では、当事者が主観的に「問題」と設定する状況を基点に、研究者は「問題」の内容を吟味し、必要に応じてその解決を目指すというかたちで、議論を出発させる。人が苦悩を抱えている現実を目の当たりにしたときに、それを捨象することはできず、研究者としてもその現実こそは紛れもなく「問題」として考えるのである（内田 2002）。

また、母親の意見を取り扱うにあたっては、子育ての悩みを抱える母親の問題として児童虐待を論じること自体が、近代家族のジェンダー観を再生産しかねない（上野 2000）。幅広い視野から虐待現象の構造を読み解くには、性別役割分業や近代家族の特質にも言及が必要であろう。しかし本研究の意図は、別のところにある。虐待定義の問題を含めて子育ての苦悩を抱え、その現実を訴えているのは多くが母親たちであり、本研究は、その「問題」の重要性を第一義的に認識して、訴えの声を拾い上げることを重視する。

3.2. インタビュー調査の概要

先行研究に限られる本研究の検討課題について、虐待の当事者やその援助者から生の声を聴き取ることは、不明瞭なままの議論の状況を切り開いて、現実を着実に把握することを可能にする。この目的を達成するために、筆者は援助者へのインタビュー調査を、2001年5月から2002年2月にかけて実施した。調査対象者は、虐待

援助実践における「児童虐待」の定義

表1 被調査者の特性

援助者	性別	職業もしくは援助活動の種類	調査場所
A	女	虐待防止の電話相談員	虐待防止活動団体の事務局
B	女	虐待防止の電話相談員	虐待防止活動団体の事務局
C	男	小児科医	病院の小児科病棟診察室
D	男	弁護士	ホテルのロビー
E	女	市役所児童課家庭相談員	市役所の相談室
F	男	児童相談所職員	児童相談所面接室
G	男	児童相談所職員（心理判定員）	児童相談所面接室
H	男	新聞記者	虐待防止活動団体の事務局
I	女	親子教室のスタッフ代表	親子教室の事務局
J	女	保健婦	市保健センター
K	女	保健婦	市保健センター

母親	年齢	加害の種類	調査場所
L	34歳	身体的な軽度の暴力	親子教室開催場所

問題に接する機会をもつ、虐待防止の電話相談員、医師、弁護士、家庭相談員、児童相談所職員、新聞記者、親子教室のスタッフ、保健婦である。調査では、被調査者がどのような行為を「虐待」と定義しているのか、そしてそのように捉える理由や目的とは何か、を中心的テーマとしてある程度自由に語ってもらうというかたちをとった。正式にMD録音をおこなったインタビューの時間は、短い場合で30分、長い場合で100分になる。実施場所はいずれの場合も、被調査者の職場や活動場所である。録音された発言は、文書化後に被調査者のもとにフィードバックし、必要があれば発言の訂正ならびにコメントをもらうようにした。また、虐待の加害者側の意識に関しては、1999年に調査した母親の1事例と、加害経験をもつ母親の手記やルポルタージュを参考にした。母親の1事例に関しては、子どもを叩いたことに関して自由に語ってもらうなかで虐待の定義に関して触れた箇所を参考にした。インタビュー時間は90分（テープ録音、文書化後フィードバック）で、ある親子教室の会場にて面接をした。面接以外にも、育児全般に関する話題についてファックスでのやりとりをおこない、計20往復、B5用紙にして約60枚の資料を得た（表1）。

3.3. 援助者による虐待の定義

第2節の先行研究の検討で論じたように、援助者各自による児童虐待の定義は、その援助職の特性によって左右されうると考えられてきた。これは期待される社会

的役割を論じているという意味では、社会学的にも重要な着眼である。たとえば医師は子どもの示すひどい身体症状を根拠とした狭い定義を重視することが多く (Williams 1980, 加藤 1991), 心理臨床家は治療が必要なほどの身体症状はなくとも心理的影響をみるために広い定義をもち, 児童相談所職員は親権への不当な介入を避けるために狭く定義する傾向にある (加藤 1991)。また予防的活動のなかで, あるケースについてそれが虐待かどうかを判断する最初の専門家であるソーシャル・ワーカーは, 深刻度を幅広く認識する (Giovannoni and Becerra 1979)。さらに電話相談員は, 広義の定義をおこない, マスコミ関係者は日本語の語感に依拠しかつ話題性の高い報道を必要とするため, 狭い定義をとると予想される。

しかしわが国の援助者の声を聴く限り, 定義は必ずしもその社会的役割に固定化されているわけではない。まず, 各被調査者が考える「虐待」の指示内容をみてみたい。各自の語りは, 「どの程度の行為が虐待だと思うか」という筆者の質問に対する, 回答である (表 2)。表 2 からは, 職務上の特性と強く結びついた定義の場合 (B, D, E, F, G, I, J, K さん) と, そうではない定義の場合 (A, C, H さん) があることがわかる。たとえば, B さんは電話相談員としての判定基準と同様の, 広義の見解をもっている。D さんの場合も子どもの権利という法学的立場からの広い定義である。また児童相談所職員である F, G さんについては, 上述の加藤 (1991) の指摘からすると職務上の特性とは異なる広義の立場にあるともいえるが, 国家の方針を重視しているという意味で職業的な定義であると考えerほうが適切であろう。一方で, たとえば A さんは電話相談員であるが, 広義の判定基準には違和感を覚えている。C さんは医学的に診断可能な子どもの実質的被害という狭義のレベルをこえて, 幅広い定義をもっている。

各専門職の社会的役割に応じて, 定義が相異していることを示すというのは, ひとつの常套的な社会学的分析である。そして社会学に限らず, 児童虐待の定義に言及した著作の多くが, 専門職間の比較に関心を注いできた。質的なデータから結論づけるのは早急ではあるが, しかしながら, 同一職務内においてさえ意見の相異がある (たとえば電話相談員としての A, B さん) こと, 期待される社会的役割から予想される定義が必ずしもそのとおりではない (たとえば医師としての C さん) ことから, 異職種間の比較は曖昧な結果をもたらす可能性があることを示唆しておきたい。後の議論から窺えるのは, 定義の内容は, 職業の特性よりもむしろ, それとは別の基準に依拠しているということである。この別の基準に関しては, 次の加害母親による定義を挙げてから, 再度論じたい。

援助実践における「児童虐待」の定義

表2 どの程度の行為が虐待か＝援助者＝

凡例	[]…筆者による文意の補足。[＝]…言葉の意味。…筆者による強調箇所。→…筆者による整理。なお文意を損ねない程度の修正を加えた上で、発言を引用している。引用箇所の改行は、発言が非連続的であることを指している。(以下表5まで同様)
Aさん (電話相談員)	電話相談のなかで出会うお母さんが話す内容は、たとえばかなりひどいことをして、投げつけたということがあっても、それを聞いているときは、自分では、それは虐待だ、っていうふうには認識しないです。親子の関係のなかで、何かが起こっているっていうふうに、問題が起きているっていう[ふう]に認識する]。 でも記録には、軽度[の虐待]とあって、後で、まるをつけるんですけど。 → 記録上は虐待を広く捉える電話相談の重症度判定基準に忠実である。ただし自身としては、狭義に規定するという以上に虐待という語そのもののへの抵抗感をもっている。
Bさん (電話相談員)	しつけっていうのは、子どもが主役であるもの。 そういう観点からいくと、自ずと、虐待っていうのは、その逆のことね。要するに、保護者ないし、保育者ないし、両親、その人たちの、勝手な感情で、子どもを叩いたりとか、自分のしたい方向に[子どもを]向けていたりとか、[そういうふうに]するというのが、[しつけと虐待との]まず大きな線引きになる。 4番 [=児童虐待防止協会(2000)の重症度判定基準でいう、「軽度の虐待」]でも、やってることは虐待ですよ。 → 虐待の定義は、電話相談員としても自分の意識としても重症度判定基準に沿っていて、広いものになっている。
Cさん (小児科医)	叩けば、それはもう全部虐待だ。たとえ、しつけであろうが、そんな動機は関係なくって、叩いてアザがあるのは虐待だわ。身体的虐待は簡単だと思う。痕があれば虐待だわ。どんな論理があろうとも。身体的虐待は、身体的虐待で、もう、重度も中度も軽度も考えなくっていい。 もっと簡単にしたほうがわかりやすいのかな、って思う。もう殴ってしまったら虐待だし、心理的虐待の場合は、子どもの心にトラウマがあればもう、虐待だわね。ガタガタ震えてたりとか、その人の前に行くと、きちっと起立をすとか、口数が減るとかね、そんなのも虐待だわ、どう考えたって。 → 医学的に重度の身体症状をもたらしただけを虐待とするだけでなく、子どもに何らかの害があるものはすべて虐待である、と広義に考えている。
Dさん (弁護士)	虐待っていう概念は非常に広い言葉で、視点はあくまで子どもの立場で考えている。だから、愛情をもっているしつけであっても、「虐待」になる。それ [=愛情あるしつけと虐待] は重なり合う概念で、対立する概念じゃない。「あなたがたが愛情をもっていて、[その行為は]しつけであるということは、百も承知です。その上で、子どもにとっては、それはやっぱり行きすぎじゃないかな、と思うから介入してるんです」というと、親も、「なるほど」と[なる]。 虐待という言葉も、日本語としてはすごい衝撃的だけれども、これも規範的な法律的な価値判断をもっていて、広い緩やかな概念。 → 親の意図とは別に、法学的に子どもの権利の視点から、子どもにとって不利益なものを広く虐待に含めている。
Eさん (市役所家庭相談員)	[虐待というのは]もう少し上 [=重症度判定基準の「軽度の虐待」]よりも重症度が高いものである]ね。それはね、私がね、相談員として児相(=児童相談所)に繋ぐか繋がないかの境目。相談員として、虐待として、児相にあげる。児相に言うときは、虐待として児相に上げる。 軽度の虐待なんてね、虐待のうちに入らない。そんなこと言ったら、全部虐待になっちゃう。 → 一般の広義の定義とは異なり、虐待を狭くとして考えている。児童相談所が介入するほどのケースが虐待である、とする。
Fさん (児童相談所職員)	おとなによる不適切なそういったさまざまな扱い、それによって子どもの発達が阻害されたり、福祉が阻害されたりする行為が、虐待っていうふう

	に、だんだんと「概念が」変わってきていると思うんですね。基本的には、いまの概念っていうのは、しつけであっても、虐待でありうる。 親の意図にかかわりなく、子どもの状態、子どもの発達っていう視点を重視する。そういったふうに、広く捉えていくっていうことが、僕たちは大事だなぁ、と「考えている」。 → 虐待の定義は、国の児童福祉の専門機関としての児童相談所の性格をあらわしている。『厚生省 子ども虐待対応の手引き』にもあるように、虐待は子どもの視点から、広く捉えるべきものとして語られている。
Gさん (児童相談所職員 <心理判定員>)	一般的な意味で、虐待っていうことを言えばね、当然、例の4つの、身体的、心理的、ネグレクト、性的虐待、っていうことになるわけですよ。で、その程度っていうのは、難しいわけで、ただ、単純に子どもにとってなんらかの身体的、あるいは精神的な外傷が残る行為は、ある意味、すべてが虐待だと思うんです。基本的な概念としては、一般論としては、「現在流通している定義と」変わらないと思うんですよ。 → Fさんと同様に、国の虐待概念の方向性と概ね一致しており、子どもの側にとって不適切な行為はすべて虐待として考えている。
Hさん (新聞記者)	たとえば容疑者がスタンガン使ってたとかさ、体重がどれだけやせていたとか、そんな断片的なことが「新聞の」見出しを踊ったりして、結局、そのたびに、なんてひどいヤツだとか、鬼のようなヤツだとか、そういうようなイメージばかりが広がってしまう 僕なんかは、ほら、要するに、勝手に、無理心中なんかでも一種の虐待って言ってるでしょ。子どもがどういう不利益を被るか、っていうことを基準に、この問題を考えなくちゃいけないと思うから、だからできるだけ幅広く捉えている。 → マスコミの報道が残忍なイメージを煽る方向にあるのに対して、自分としては幅広い定義から虐待を捉えるようにしている。
Iさん (親子教室スタッフ)	「叩くことに加えて」放っておくことも虐待だよ、っていうことがまだ認識されていない。 でも社会的には、親から「子どもが」離れることが虐待だよ、っていう認識があって、おとなから離れないような社会的システムなり、認識をつくっていかうとするでしょ、それがいまなの。 虐待を広く捉えつつ、育児支援が不徹底ななかで虐待がやむをえず生じてしまうと考えている
Jさん (保健婦)	頭で考えるというより、本能的に、保健婦ってあんまり「虐待」って言わないのかなあ、って「思う」。「強いて言えば「虐待だ」」みたいな、前置きが付きちゃうな。 お母さんから相談があったときに、虐待のケース1件ってカウントするかというと、カウントはしないと思います。だけど、子ども「の福祉の観点」からみると、その行為を虐待というならば、心も体も傷ついている状態は虐待なんだけれども。 → 昨今の拡大した概念に照らせば、あえて「虐待」とよぶことはできるであろうが、母親を支援していくことに主眼があるために、虐待とよぶ必要はないとみている。
Kさん (保健婦)	私はね、「あー、むかついた」って言って、パンってお尻をはたいても、それは気持ちとして子どもに伝わる行為であれば、私は虐待とは思わないし、愛情表現のひとつだと思う。 実際には、虐待という言葉自体がひとり歩きをしている。親の気持ちを、体を使って子どもに伝えることも「現在では」、はばかれる。 「現実には、」虐待という言葉がひとり歩きしている。それを私はひとり一人に説明する気もありません。研究者は、机上論でモノもお考えになられるでしょうし、私たちは現場ですから、そこらへんにギャップがあると思います。どんな定義をされても、私はこだわりません。もうちょっとファジーな言い方があっていいとは思いますが。 → 子どもを軽く叩いたからといって、それが親の善意の意図からであれば、虐待とはみなさないという、狭義の判断である。

3.4. 母親による虐待の定義

子どもに暴力をはたらいてしまった母親たち自身は、自分の行為をどのように捉え、評価しているのだろうか（表3）。保坂（1999）の示した事例のように、「私のやっていることは虐待なんだ」という、自身による「虐待」の認識が、新たな問題解決への局面を生み出すことがある。当事者主義に立てば、この場合は「虐待」という語の適用に「問題」はないといえる。しかしながら、ここで提示したいのは、「虐待」という表現が当事者に否定的影響を与える場合である。現実の多くの母親たちにとっては、虐待定義がもつ重大な作用とは、その日本語の語感がもつ残酷なイメージにあり、そこでは虐待という名のもとでの援助活動が、母親の自身への責めを増幅させたり、母親の反抗を生み出したりもする。母親の、「虐待」という言葉への強い違和感こそが、当事者主義としての「問題」である⁽⁷⁾。

Lさんの発言をみてみよう。Lさんは子どもを叩いてしまったことについて、「私なりに反省して、娘に話したり、接してきた」。だがそれが「虐待」と定義づけされると、「死んでしまうかもしれない行為」のイメージを押しつけられているようで、抵抗を感じずにはいられない。また橋（1992）も、自分がもつ子育てのイライラ感を、暴力の強度がまったく異なる「虐待」という語でよぶことは、自分の気持ちを代弁することにはならないという。これらの訴えは、母親の相談事例に多く接してきた武田（1998）の指摘とも重なる。

このように、「虐待」とよぶこと、「虐待」と定義することに抵抗を感じる理由は、そこに非常に残酷な語感がともなうからである。自分はそこまで残酷な行為をしてなくとも、重大な犯罪者のように評価されるならば、「ショック」であり不本意に感じる。母親たちは、自分は子どもに不適切な行為をしたという認識はもちつつも、その状況を「虐待」とは定義しない。「子いじめ」というような、「虐待」ではない問題行為として状況を定義することで、開き直すことなく、じっくりと問題解決に向けて進んでいこうとしている。

表3 どの程度の行為が虐待か＝母親＝

保坂（1999）の 一事例	「それは虐待よ」と言われて、その言葉に目から鱗が落ちるように、「私のやっていることは虐待なんだ」とわかったんです —(略)— 子どもを殴っていても虐待だなんて思いもよらなかった。それが相談員の言葉で、初めて自分の子どもへの行為を外から見られるようになったの。（保坂1999, 88頁）
Lさん （主婦）	私、やっぱり気持ちのなかで、「虐待」とは言えなくて、「いじめ」とあえて言います。 虐待はやっぱり死んでしまうかもしれないと思われる行為と「私は」思

	っていて、「いい加減にして!」とたたく自分の行為は、虐待とは思っていない。 すべて虐待だと定義づける先生がいるとすれば、私のしたことは全部「虐待」になってしまうようにも思えます。－(略)－ だっていつも、[子どもを]たたいたり無視してしまったりといったあと、「ごめんね、忙しかったから」とか、「こういうことをしているときに[何かを]言われても困る」などと、後から言ってもとり返せないけど、私なりに反省して、娘に話したり、接してきたつもりでいます。 知り合いのお母さんが、「私、上の娘に幼児虐待で今も傷があるの」と話してくれました。－(略)－ 私が使いたくなかった虐待と言っている…とショックを受けました。
橘 (1995) (子どもへの加害経験をもつライター)	「虐待」という言葉が暗黙のうちに内包する『暴力の強度』と、私がしてきたこととの間には、依然として埋めがたい隔たりがあるように思える。－(略)－ あらゆることを無理やり十把ひとからげにして「虐待」という言葉にあてはめて論じようとすると、私をはじめその他大勢の「何だかイライラモヤモヤしながらバシバシやっているお母さんたち」の実態や気持ちを取りこぼすことになるという気もする。－(略)－ さしずめ「子いじめ」「子たたき」という言葉を使ってみることにしたい (橘 1995, 61-64頁)。
武田 (1998) が接してきた母親たち	母親たちがわが子に対してやっている行為は、母親たちの感覚では、「いじめ」だととらえているのです。－(略)－ 「虐待」という言葉には、なにか残酷さがうかがえてそら恐しく、母親たちは、使うことに拒否反応を示してしまうのでしょうか。－(略)－ ここでは、母親たちのイメージどおり、軽い虐待を「いじめ」ととらえたいと思います (武田 1998, 4-6頁)。

3.5. 「虐待」の戦略的用法による援助

「虐待」とは上記の母親たちの観点からすると、きわめて狭義の意味内容として、もしくはその表現が拒否されるものとして存在している。この点を踏まえて再び援助者の語りを捉え返すと、じつは表2にて虐待の定義内容を限定的に捉えた援助者(A, E, J, Kさん)の考えは、母親のそれと非常に類似していることに気づく。そこで、A, E, J, Kさんにおける、狭い定義の意図を掘り下げてみよう(表4)。

A, E, J, Kさんは、虐待という表現の重みを自分自身でも強く感じ、また母親に対する言葉としても強烈なものであると考えるがゆえに、定義を狭く規定したり、言葉そのものの使用に疑義を挟んだりしている。子どもの権利から広く虐待をみるというよりも、母親の気持ちへの配慮こそが援助において優先される事項なのである。したがって、改めてここで表1に示した各援助者の定義に戻って、狭い定義(ないしは用語そのものの拒否)を示す援助者(A, E, J, Kさん)と、広い定義を示す援助者(B, C, D, F, G, H, Iさん)という視点から、定義そのものを左右する要素を考えてみると、定義の相異には、職業特性という要素以上に、より決定的な要素を見出すことができる。すなわち、定義そのものは、主として母親の感情や状況に配慮するのか、主として子どもの福祉・権利を念頭におくのか、という要素によって規定されているといえるのである(8)。

援助実践における「児童虐待」の定義

表4 狭い定義の意図

Aさん (電話相談員)	児童虐待、っていったら、誰か悪い人がいて、弱者の子どもをいじめる、そういう一方通行のように私は感じる。 電話相談をしている自分としては、やっぱり、子どものこともだけど、子どもの様子を聞くというよりは、やっぱり虐待をする母親のことを聞くというふうになりますね。 子どものほうに「関心が」いって、お母さんを責めるっていう気持ちには私はならないんですけども、どちらかといえば、母親がどうしてそういうふうになっていったのか、っていうところをいっしょに考えたいっていうふうになるので、だから、その、×××さん(筆者註：ある虐待死亡事件の加害母の実名)にしても、虐待をした親というふうには思えなくて、その人が、そういうことを子どもにはしたかもしれないけれども、その背景にあったことを考えてしまう。
Eさん (市役所家庭相談員)	「相談中に、私の目の前で子どもを蹴った母親がいたのだが、一般の」人からみれば、それは虐待にみえるかもしれないけど、私自身は、それは虐待とは思わない。私と1時間しゃべっていて、子どもがウロウロしていて、最後にあたった「＝子どもを蹴った」、って感じだもんでね。だから、「それは虐待ではないよ。あなたあたってるだけじゃん」、って言ったら、それから、よく「相談に」みえるようになった。もし、私が、「それは虐待だよ」、って言ったら、たぶん、来なかっただろうね。引きこもっちゃうかもしれないよね。 かわいそうだから、言わない。それから、虐待って言うてくる人は、それほどひどくない。 「あなたそのとき、何をしていたの?、あなたの状態がたいへんだったのね」、って訊いていくと、よくわかる。そこから、「援助が」はじまる。「それは虐待です」、って言ったら、「母親は」何もしゃべらない「ようになってしまう」。
Jさん (保健婦)	虐待っていう言葉には、全部を否定してしまうようなイメージがあるのかなあ。 「お母さんが虐待している」ってすると、「なんでそんなことするんだ」とか、そんな、「子どもを叩くなんて信じられない」ってなっちゃうと、支援って出発しないような気がして。やっぱりお母さんも悩む何かがあるんだろう、というところからかわっていきたいっていうところがあるから、保健婦は、「虐待をしている」とかっていうふうには判断しないのかな。 虐待っていつてしまったら、おしまい、っていう感じがあるかもしれないですね。不適切な親子だから、「支援に」いこう、っていうほうが取り組みやすいかな。「あなたは虐待しているから、私たちはこれから支援していくのよ」って言えるかといったら、言えないですね。その人に、私たちが信頼してもらえらるだろうか、っていうところから始まるから。 「虐待」を「使った」ことで、信頼が保たれなかったり、「親が」引きこもったりしては、いちばん怖いですよね。
Kさん (保健婦)	保健婦というのは、予防的な目でみますから、水際で止めたって思ったり、どうやって接したらいいのかなって、むしろお母さんを支援したい。そういうところに力を注ぐものですから、過去形として虐待をしたかもしれないけど、「いまは」前向きに捉えていらっしやる時、「その人が」虐待をしていたとは言えないと思います。 私は、その、定義にはこだわらないです。だから、なるべくポジティブに「いく」。結局「虐待」と定義づけたところで、診断を下したところで、何も生まれないので、むしろポジティブに考えましょう。これからのあなたの親子関係を考えましょう。

ただしここで、母親の感情・状況への関心／子どもの福祉への関心という要素が左右するのは、「定義そのもの」の狭義／広義であることに注意したい。じつは援助者と当事者が出会う具体的な援助の場面においては、「定義そのもの」が直接に適用

されるわけではない。興味深いことに、子どもの側に立った広義の定義をもつ援助者は皆、母親や母親の側の援助者ときわめて近い考え方をもっている。すなわち、母親の感情や状況にも慎重に対応しているのである。子どもの福祉を重視する援助者は、広義の「定義そのもの」は支持しつつも、実際に母親に直接に対した場合の「虐待」という名づけに関しては、留保を示している。以下の引用は、「(軽度の)虐待をしている母親から、『自分の行為は虐待ですか?』と尋ねられた場合に、どのように対応するか」という筆者の質問への、回答である(表5)。

これらの意見からは「虐待」という表現や定義が、必ずしもそのまま母親に伝えられるわけではないことがわかる⁽⁹⁾。どちらかといえば、母親に対峙する場面では、虐待という意味づけや名づけは不適當であると伝えたり、仮に虐待とよべるものではあっても問題はその名称にあるのではないことが伝えられたりするのである。この場面での上記援助者7名は、母親の感情や状況にも慎重に気を配っており、そのとき「虐待」という日本語の適用は戦略的に留保・回避されている。さらに付記すべき点として、3.4.にてとりあげた母親の事例もそうであるように、筆者による質問の内容も軽度の暴力についての判断を問うものであったが、援助者7名の回答のいくつか(とくにC, D, Gさん)からは、重度の場合も含めて援助の場面では「虐待」とはよばない、という戦略があることも明らかになった。

このように、虐待の広い定義に関して、A, E, J, Kさんそして多くの母親たちがもっているためらいや違和感は、実際にはすべての援助者において概ね見出すことができる。そして広義の定義を支持する援助者であっても、実際に親に対した場面では広い「定義そのもの」を戦略的に留保・回避した援助をおこなっているのである。

表5 母親に対峙した場面における「虐待」の適用／回避

Bさん (電話相談員)	[客観的に軽度の虐待の場合には、母親には虐待という言葉で]、「している行為そのものは、虐待だよ」と[伝える]。でも、誰でも、それぐらい1回や2回ぐらいは、叩いてしまうことなんて、誰でもあるよ、というふうに話していく。
Cさん (小児科医)	本当にね、僕は「虐待」という言葉を使わないですね。子育て不安とか、育児機能不全とか、不適切な育児、[という言葉]で入っていくと、親のほうに入れる。 「たしかに、虐待という言葉は虐殺に通じる言葉だから、そんな難しいコワイ言葉は使わなくていい。ただ、不適切な育児ではないよね。ほら、子どもが泣いているでしょ」というふうにもっていく。で、「あなたも、ここに電話してきてるわけだから、困ってるんだよね」と[いう]。とりあえず母親の言葉を受け取って、返すときはやっぱりオブラートに包んで[返す]。「やってることは悪いことなんだよ、けっして子どもにとってはいいことではないんだよ。で、あなたにとってもいいことではないから、すべきではないよ」という話にもっていくって、次の「介入や援助の」ステ

援助実践における「児童虐待」の定義

	ップに行こうかな、となる。こっちの側にいかに「相手」をつけるかだね。そこで「虐待」を使っちゃうと、こっちの側につかないから。
D さん (弁護士)	「介入の際には」「虐待」「という言葉」に対する親からの、強い反発がくるんですよ。で、そのときにいつも僕がしゃべる言葉は、「じつは、虐待っていう言葉は、不適切なんです」と。「私たちは、あなたがたがやっていることは法律用語では『虐待』といってるけど、じつは日本語としてはまちがってるんです。児童虐待防止法でいってる虐待っていうのは、日常用語でいう虐待の意味とはぜんぜんちがいます」と。 「虐待」という言葉に対する反発心っていうのは、すごく強いから、最初の段階で「虐待」の説明をしてあげることで、親の気持ちとしては、「私たちがやっていることは、『愛情がある』ということは認めてくれているんだ」という安心感をおぼえてくれるのね。
F さん (児童相談所職員)	まずは、話を聞いてね、そういうことは、誰にでもあることなんだよ、って[言います]。それは、虐待と呼ぶかどうかということよりは、お母さんがそれをどうするのか、ということのほうが大事なんだよ、っていうことにしてあります。 お母さん向けの、[児童虐待] 電話相談 [のリーフレット] を [以前に] お渡ししたかと思うんですけど、あれもあえて児童虐待という言葉を使ったのは、私が苦しんでいる、苦しんでいるお母さんが電話をしていいところなんだ、あなたが主人公なんだ、という [意味がある]。
G さん (児童相談所職員 〈心理判定員〉)	行為自体は、虐待だと思います。ただ、じゃあ、お母さんが「虐待をする親」かどうか、ということはまた、ちがいますよね。だから、そのことは止めなきゃいけないことだから、その行為自体はやめるように、止めなければならない問題だということは明らかにしなければならない。だからといって、その人が「私は虐待者ですか?」って訊かれると、「そうではないですけどね」、[と答えない]。「あなたも悩めるお母さんなわけですよ」、っていう話になる。だから、虐待者かどうか、っていう枠組みではなくて、あくまでも子育てに悩める母親という枠組みで接していきますので。
H さん (新聞記者)	本人 [からの質問] だとやっぱり、本人の気持ちを傷つけないように、やんわりと説明することになると思う。「それは広い意味では、虐待だけれども」とか、そんな言い方するんじゃないかな。まず、本人がそれ [= 自分が、不適切な行為をしていること] に気がついていていうことが、重要なことで、「それは軽いんだ」とか、「相談することで、ラクになれる場合が多い」とかね、そういう言い方するかなあ。
I さん (親子教室スタッフ)	「子どもに噛みつくことも虐待ですか?」って訊かれたら、そういうことは虐待ではないでしょ、って [言う]。 [気持ちの] どこかで、「[虐待を] してるかもしれないな」と思ってて、でも、それを、「そうだよ」って言われたら、やっぱり、やさしい母親でありたいし、いいお母さんを一生懸命やっているんだから、「そっちを認めてよ」って [母は] 思う。 すごく「虐待という」言葉が重く感じるし、イメージとして、死にかかわるようなイメージをもってるから、「そこまでは[ひどく]ない」って [母は] 思ってしまう。 「やっても仕方ないよね」って発信すれば、「じつは、私もあーでした」って言えるのに。

4. 結語——定義の新たな運用方法と援助の可能性

「ふたつの『現実』の間の落差がどれほど大きくても、どちらか一方が正しく、他方がまちがっている、という訳ではない。ただし権力関係が非対称なところでは、強者の『現実』が支配的な現実となって、少数派に『状況の定義』を強制する」(上

野 1998, 174頁)。まさにこうした状況が児童虐待の定義をめぐっても繰り広げられている。厚生労働省を中心にした国家レベルにおいて、また各地の虐待防止団体を中心にした民間レベルにおいても、いま虐待の定義は子どもの視点に立った、欧米流の幅広いものへと移りつつある。

しかし、有識者を主導にした虐待問題の告発・改善のなかで、つねに取り残される危険に晒されているのは、日常の現実を生きる当事者たちである。「すべて虐待だと定義づける先生がいるとすれば、私のしたことはすべて『虐待』になってしまう」(Lさん)というように、欧米流の‘abuse’がもつ広い基準をそのまま「虐待」として無反省に流用させていくことは、母親との間に認識のズレを生み出すことになる。

広い定義は、けっして母親を責めるために提起されているわけではないにもかかわらず、母親にとっては、「虐待」とは背負うにはあまりにも重い言葉として、しばしば受け止められる。では、この溝を埋めることのできるような、マクロな援助の方向性にはどのようなものがあるだろうか。ひとつに、「虐待」の響きとは異なる緩やかな他の表現を提示する方法がある。しかしこれは、「虐待」という用語がこれまでになく普及してきている現在では、困難な作業であることは否定できない。むしろより実現可能なもうひとつの方法として、援助者全体、社会全体の取り組みにおいて、「虐待」について共有される意味やそこに付随するさまざまなイメージを、援助に効果的なそれへと変更していく方向を、提案したい。人は意味世界に規制されて生きるとともに、新たな意味世界を「創発」させる存在でもある(宝月 1990)。強者の側に立つ専門家や政策立案者、援助者たちには、自身の定義がもつ力とその「意味」を、当事者の感情や状況に配慮しつつ反省的に捉え直すことをとおして、新しい有力な「意味」の生成・普及へと参与することが求められる。

すべての「意味」と「正当化」図式は人間の所産であり、それらはその存在の基礎を具体的な個人のなかにもっている(Berger and Luckmann 1966)。新しい意味世界の創出とは、そうした私たち個々人の反省的な実践に拠っている。「虐待」という言葉の問題も、じつのところ多くの援助者たちが気づいていながら、そこを掘り下げて検討、改善するという活動にまでは至らなかった。「虐待」の語を反省的に再構築し、今後は「虐待」とは子どもの福祉・権利を基準にした定義であり、同時にそれがけっして親を責めるためのものではないということ、虐待というカテゴリーで幅広く育児に悩みを抱える親の現状を救っていききたいのだということを、当事者や社会の成員たちに対して発していかなければならない。児童虐待に関する社会的追究が、実践的課題を直接に扱う人からは大部分が軽視されている(Conrad and

Schneider 1980) という実状のなかで、社会学が問題の解決に向けて実践的な提言をおこなっていくために、そしてまた当事者への援助活動がまさに援助として成功するために、これから児童虐待の社会学は、虐待にかかわる者さらには一般の社会生活者が「虐待」に対してもっている社会的評価のさまざまな側面を、フィールドから丹念に拾い上げていく必要があるといえる。

〈注〉

- (1) 「子ども（の）虐待」などの呼び名もあるが、本研究では、「児童虐待」で統一する。
- (2) 害を与える側の親やその他の保護者を加害者、害を受ける側の子どもを被害者、と設定する。
- (3) 「児童虐待の防止等に関する法律」第2条、「児童虐待の定義」を参照願いたい。
- (4) 虐待の予防という場合には、単に発生の予防（1次予防）をいうだけではなく、重篤な事態への進行の予防（2次予防）、再発の予防（3次予防）を含めていう（高橋 2001など）。
- (5) この結論には、暴力はすべて容認されるべきではない（Stephens 1998）という批判が出され、それに対して米国にて現実に許容されているしつけの程度と虐待との境界線を科学的に明示化したにすぎないという再反論がウィップル（Whipple 1998）から出された。
- (6) 高橋は、「虐待」に代わって欧米でしばしば用いられる「マルトリートメント（maltreatment：不適切な扱い）」という、より包括的な用語を提起している。
- (7) 「虐待」とは名づけなくとも、「暴力を振るう母親」というまなざしによっても、母親たちに抵抗感が生まれることも考えられる。本研究は「虐待」という専門用語のもつ意義や効果を問い直すという目的のため、そうした追究には関心が及ばないが、「暴力を振るう母親」といった母親へのレッテル貼りがもたらす、母親自身への否定的作用と援助への否定的作用も、けっして看過できない問題であるということを、ここに付記しておきたい。
- (8) A, E, J, K さん4名のみに注目すると、母親にかかわることを重要な職務内容としているという意味で、職務と狭義の定義との関連性を指摘することも可能である。だがすでに一部指摘したように、母親とのかかわりが第一義的である場合でも、B, I さんのように広義の定義を示すこともある。職務特性よりも、他の要素を重視する理由はここにもある。

- (9) 例外的に B さんは、「虐待」という言葉をほとんど躊躇せず用いている。しかし表 5 に記したように、非常にありふれた軽度の行為を含むものとしての「虐待」の意味を伝えている。

〈引用・参考文献〉

- Berger, Peter L. and Luckmann, Thomas 1966, 山口節郎訳『日常世界の構成——アイデンティティと社会の弁証法』新曜社 1977。
- Conrad, P. and Schneider, J. W. 1980, “Children and Medicalization: Delinquency, Hyperactivity, and Child Abuse,” in *Deviance and Medicalization: From Badness to Sickness*, eds. By Conrad and Schneider, Temple University Press. (1992年刊ペーパーバック版, 145-171頁)
- Cooper, Sally J. 1991, 森田ゆり監訳・砂川真澄訳『「ノー」をいえる子どもに——CAP／子どもが暴力から自分を守るための教育プログラム』童話館出版 1995。
- Finkelhor, David 1983, “Common Features of Family Abuse,” Finkelhor et al, *The Dark Side of Families: Current Family Violence Research*, Sage Publications, pp. 17-28.
- Giovannoni, Jeanne M. and Becerra, Rosina M. 1979, *Defining Child Abuse*, The Free Press, New York.
- Gough, David 1996, “Defining the Problem,” *Child Abuse & Neglect*, Vol. 20, No. 11, pp. 993-1002.
- 保坂渉 1999,『虐待——沈黙を破った母親たち』岩波書店。
- 宝月誠 1990,『逸脱論の研究——レイベリング論から社会的相互作用論へ』恒星社厚生閣。
- Hutchison, Elizabeth D. 1990, “Child Maltreatment: Can It be Defined?,” *The Social Service Review*, vol. 64, pp. 60-78.
- 石川義之 1997,「大学生・専門学校生等調査にみる児童虐待の実態——性的虐待を中心として」『地域社会教室論集』No.6, 99-138頁。
- 岩城正光 2001,「虐待を受けている子への法的援助——CAPNA の危機介入から見えてきたもの」『季刊 精神科診断学』第12巻, 第4号, 455-466頁。
- 児童虐待防止協会 2000,『支えられて10年——児童虐待防止協会の歩み』児童虐待防止協会。

援助実践における「児童虐待」の定義

- 加藤純 1991,「児童虐待に対応する関係者の専門的役割とその虐待定義の特徴——社会福祉の立場から考える」『テオロギア・ディアコニア』24号, 51-76頁。
- 加藤曜子 1996,「虐待定義をめぐる論議——心理的虐待を中心に」『児童・家庭相談所紀要』13号, 61-74頁。
- Kempe, C. Henry, et al. 1962, “The Battered-Child Syndrome,” *Journal of the American Medical Association*, 181 (1), pp. 17-24.
- 小林美智子 1994,「児童虐待とその対応について」大阪母子保健研究会編『報告集 part 4 子どもなんて大きらい——被虐待児への援助』せせらぎ出版, 49-82頁。
- 日本子ども家庭総合研究所 2001,『厚生省 子ども虐待対応の手引き 平成12年11月改訂版』有斐閣。
- 野口裕二 2001,「臨床的現実と社会的現実」中河伸俊他編『社会構築主義のスペクトラム——パースペクティブの現在と可能性』ナカニシヤ出版, 58-75頁。
- Stephens, Debra L. 1998, “Letter to the Editor,” *Child Abuse and Neglect*, 22 (1), pp. 5-6.
- 橘由子 1995,『子どもに手を上げたくなる時——子育てに悩むママたちへ』学陽書房。
- 高橋重宏 2001,『子ども虐待——子どもへの最大の人権侵害』有斐閣。
- 高橋重宏他 1994,「子どもへの虐待に関する社会的インターベンションのあり方(1)——子どもへの虐待の概念・定義の検討」『日本総合愛育研究所紀要』第31集, 79-89頁。
- 1995,「『子どもへの不適切な関わり(マルトリートメント)』のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究(2)——新たなフレームワークの提示とビネット調査を中心に」『日本総合愛育研究所紀要』第32集, 87-106頁。
- 1996,「『子どもへの不適切な関わり(マルトリートメント)』のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究(3)——子ども虐待に関する多職種間のビネット調査の比較を中心に」『日本総合愛育研究所紀要』第33集, 127-141頁。
- 武田京子 1998,『MENERVA WOMEN'S LIBRARY ② わが子をいじめてしまう母親たち——育児ストレスからキレるとき』ミネルヴァ書房。
- 内田良 2001,「児童虐待とスティグマ——被虐待経験後の相互作用過程に関する事例研究」『教育社会学研究』第68集, 187-206頁。

———2002,「スティグマの感情——相互作用過程における精神的傷害の2類型」
『ソシオロジ』第143号, 55-71頁。

上野千鶴子 1998,『ナショナリズムとジェンダー』青土社。

上野加代子 2000,「児童虐待問題から『現代家族の危機』を考える」清水新二編『シリーズ〈家族はいま…〉④ 家族問題——危機と存続』ミネルヴァ書房, 218-234頁。

Whipple, Ellen E. and Richey, Cheryl A. 1997, "Crossing the Line from Physical Discipline to Child Abuse: How Much is Too Much," *Child Abuse and Neglect*, 21 (5), pp. 431-444.

Whipple, Ellen E. 1998, "Letter to the Editor," *Child Abuse and Neglect*, 22 (1), pp. 7-8.

Williams, Gertrude J. 1980, "Child Abuse and Neglect: Problems of Definition and Incidence," Williams, Gertrude J. and Money, John, *Traumatic Abuse and Neglect of Children at Home*, The Johns Hopkins University Press, pp. 1-6.

ABSTRACT

Definitions of “Child Abuse” in Support Practices

UCHIDA, Ryo

(Graduate School, Nagoya University)

Furo-cho, Chikusa-ku, Nagoya-shi, 464-8601 Japan

E-mail: dada_la@hotmail.com

The purpose of this study is to consider the definitions of child abuse by professionals, and the aims behind these definitions, and to clarify, with reference to the opinions of abusers, the issue of definitions in the course of support. The nuance of cruelty of the word “abuse” (in Japanese, *gyakutai*), is a key to this discussion.

In recent decades, broad definition based on the welfare of children has become popular, but we have not paid great attention to the way the word *gyakutai* is used. Some earlier literature have suggested, in a summary way, the problems of definition, while others have researched and illustrated differences and consensus among professionals or lay people, leading to quantitative analysis. This literature is lacking in examinations of the relation between the professional and the abuser. In this study, with the aim of achieving the purpose suggested before, I conducted interviews with eleven helpers engaged in different jobs, and also interviewed a mother who had abused her child and referred to autobiographies and articles written by abusers. In analyzing the data, I took the stance of presuming that what a person perceives to be problems is precisely what should be looked at by the researcher.

The results of the research are as follows. The definitions formulated by helpers were not necessarily based on social roles. Although many mothers felt that their treatment of their children was inappropriate, they did not define their actions as *gyakutai*. The definition by a helper depends more on whether he/she is mainly concerned with the welfare of children, leading to a broad definition, or the emotion of mothers, leading to narrow one, rather than on his/her social role. It is interesting to note that in the course of providing support, helpers who agree on the broad definition avoid using *gyakutai*, just like those who prefer the narrow sense, because of concern over the nuance of cruelty that *gyakutai* can have.

It should be concluded, as stated above, that when we support or intervene in a case, or enlighten people, it is necessary to propose that *gyakutai* be the term not for condemning the abusers but for promoting the welfare of children and supporting the parents.